

別表（V）中学校教諭一種免許状（社会）取得希望者の単位修得方法（昼間コース）

2019年度～令和4年度入学者

○免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法・基礎Ⅰ 憲法・基礎Ⅱ	2 2		
体育	2	健康スポーツⅠa 健康スポーツⅠb 健康スポーツⅠc 健康スポーツⅡa 健康スポーツⅡb 健康スポーツⅡc (スキー) 生活と健康	1 1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1 1	健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語ⅠA 英語ⅠB	1 1		
情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

○教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育	2		
	総合的な学習の時間の指導法		「総合的な学習の時間」指導法	1		
	特別活動の指導法		特別活動論	1		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法	2		
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導	2		「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		
教育実践に関する科目	教育実習	5	事前・事後指導 教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ	1 2 2		
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2		
合計単位		27		28		28単位必修

○教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数	左記に対応する開設授業科目				備考		
			授業科目	必修	選択必修	選択			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項								
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	日本史・外国史		日本史	2					
			外国史	2					
	地理学 (地誌を含む。)		地理学	2					
	「法律学、政治学」	20 単位	法学	2					
			国際法		4				
			行政法 I		4				
			民法・基礎 I		2				
			民法・基礎 II		2				
			刑法 I		4				
			憲法 II		4				
			行政法 II		2				
			租税法		4				
			民法 II		2				
			民法 III		4				
			民法 IV		2				
			刑法 II		2				
			国際機構論		2				
			商法 I		4				
			商法 II		4				
			商法 III		4				
			知的財産法		4				
			労働法		4				
			社会保障法		4				
			国際経済法		4				
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	「社会学、経済学」	20 単位	経済学入門 I	2					
			経済学入門 II	2					
			統計学		2				
			マクロ経済学		4				
			ミクロ経済学		4				
			経済史		2				
			数理統計学		2				
			計量経済学		4				
			経済データ解析論		4				
			経済学史		4				
教科及び教科の指導法に関する専門的事項			日本経済史		4				
			外国経済史 I		4				
			国際経済学		2				
			公共経済学		4				
			労働経済学		4				
			産業組織論		4				
			金融論		4				
			国際金融と世界経済		4				
			現代ファイナンス理論		4				
			国際貿易理論		2				
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	「哲学、倫理学、宗教学」		国際マクロ経済学		4				
			哲学		2				
			倫理学		2				
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	8 単位	宗教学		2				
			社会科教育法 I	2					
			社会科教育法 II	2					
			社会科・公民科教育法 I	2					
			社会科・公民科教育法 II	2					
要修得単位		28		20	8				

○大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める 科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考	
	授業科目	単位数			
		必修	選択		
大学が独自に設定する科目	「教育の基礎的的理解に 関する科目等」 「教科及び教科の指導 法に関する科目」 参照	/	4	最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導 法に関する科目」又は「教育の基礎的的理解に関する科 目等」について、併せて <u>4単位以上</u> を修得すること。	

備考：

- 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数（27 単位）を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含める。
 - 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「憲法Ⅱ」、「マクロ経済学」、「ミクロ経済学」は、いずれか1科目（4 単位）を選択必修とする（※1）。
 - 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち 28 単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含める。
 - 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、別表（I）～（VI）において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
 - 「免許法施行規則第 66 条の 6」に基づき本学が開設する科目」（※「情報機器概論」を除く）及び「教科及び教科の指導法に関する科目」（※日本史、外国史、地理学、「社会科教育法 I・II」、「社会科・公民科教育法 I・II」を除く）は、それぞれ所属する学科の卒業所要単位と併用できる。
 - 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校）並びに社会福祉施設等において、「介護等体験」を行わなければならない。
 - 「教育の基礎的理解に関する科目等」の「教育方法」（2 単位）について、令和 6 年度より「教育方法論」（1 単位）、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」（1 単位）に分割される予定です。